



規制改革会議 第8回投資促進等WG提出資料

平成27年3月23日

厚生労働省

理容師と美容師の混在勤務を認めた場合の法改正について

理容師法、美容師法では、それぞれ「理容師(美容師)は、理容所(美容所)以外において、その業をしてはならない」とされており、それぞれについて、施設基準(衛生上の措置)が定められている。

したがって、法律上は、両者は異なる施設基準に基づく別個の施設との前提であり、理容師法、美容師法双方において、両資格者が同一の施設において混在勤務することは想定されていない。

具体的には、理容師法、美容師法では、施設を衛生的に管理させるため、

- ・ 従事者数が常時2人以上である理容所の開設者は、管理理容師を、
- ・ 従事者数が常時2人以上である美容所の開設者は、管理美容師を、

置かなければならない旨が、法律上規定されている。

施設の衛生管理は1人の人間が責任を持って行う必要があるが、同一施設における混在勤務が法律上想定されていないため、仮に、同一施設における混在勤務を認める場合には、そのような施設において、管理責任者1人を選任するためのルールを新たに法律上明記する必要がある。

(参照条文)

理容師法(昭和22年法律234号)(抄)

第六条の二 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

第十一条の四 理容師である従業者の数が常時二人以上である理容所の開設者は、当該理容所(当該理容所における理容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者(以下「管理理容師」という。)を置かなければならない。ただし、理容所の開設者が第二項の規定により管理理容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の理容所について管理理容師となることを妨げない。

2 管理理容師は、理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。

第十二条 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

美容師法(昭和32年法律163号)(抄)

(美容所以外の場所における営業の禁止)

第七条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

(管理者)

第十二条の三 美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は、当該美容所(当該美容所における美容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者(以下「管理美容師」という。)を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第二項の規定により管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。

2 管理美容師は、美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。

(美容所について講ずべき措置)

第十三条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置